

## 児童、母親、指導員を対象にした 学童保育利用児童の運動有能感に関する評価

Evaluation of motor competence of children using after-school day care  
for children, mothers, and instructors

橋爪 和夫<sup>1</sup> 福原 渉太<sup>2</sup> 阿尾 昌樹<sup>3</sup> 金子 泰子  
HASHIZUME Kazuo FUKUHARA Shota AO Masaki KANEKO Yasuko

本研究の目的は、学童保育が運動有能感を高める可能性のある教育的な価値のある場であるという仮説を検討することであった。対象者は富山市にある H 学童保育を 2020 年 12 月時点で利用している児童、母親、及び指導員 5 人であった。運動有能感調査は岡沢ら（1996）が作成した調査用紙を用いた。指導員は、「身体的運動の認知」「統制感」「受容感」そして「運動有能感合計点」において母親よりも有意に高かった。母親は、「身体的運動の認知」「統制感」そして「運動有能感合計点」は児童よりも有意に低かった。学童保育を利用する児童は、指導員によって運動有能感を高める機会を得ている可能性のあることがわかった。児童の母親は児童の運動有能感を低く見ている可能性がある。以上のことから、学童保育は児童の運動有能感を高める場である可能性が示唆された。

キーワード： 学童保育 児童 母親 指導員 運動有能感

### I 緒言

「学童保育<sup>注1</sup>（国の施策名は放課後児童クラブ）は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業」である。新型コロナにより小学校が休学したときには、あえて開所を求める事務連絡が厚生労働省子ども家庭局子育て支援課から全国都道府県・指定都市・中核都市の放課後児童健全育成事業担当者に事務連絡が行われている<sup>注2</sup>。これに先だって、富山市家庭部子ども育成健康課長から各放課後児童健全育成事業実施法人・団体各位に「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の開設について

<sup>1</sup> 富山大学名誉教授、アール医療専門職大学リハビリテーション学部（茨城県）

<sup>2</sup> ハレア学童保育（富山県）

<sup>3</sup> 射水市立東明小学校（富山県）

(依頼)」が発せられている<sup>注3</sup>。この依頼文書では「原則開所を要請し、学校の代替としての児童の居場所の役割を依頼」している。これまでの学童保育の利用の優先順位は「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(2016年9月20日付、雇児総発0920第2号、抄)において、その利用決定は市町村又は事業者により行われている(厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡、2020年3月4日<sup>注4</sup>)。本年、これに補足する意図で「今般の情勢に鑑み、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合」という連絡を行っている。

学童保育(放課後児童クラブ)は日本社会が土曜日の半日勤務と日曜日の休日の働き方から土日の休日という働き方改革から設置された政策であり、「放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という)における利用児童の教育的活動や指導員の教育的活動内容などは示されていない。保護者は「学校週5日制実施のための条件整備」として「学校が休みの日にも、子どもの遊びや活動の場として、学校の校庭や体育館、図書室などをもっと使えるようにしてほしい。保護者が不在がちな家庭の子どもが安心して過ごせるように配慮してほしい」と要望していた(文部科学省,1994)。しかしながら今日の学童保育は利用児童にとって単なる安全安心の場としての生活を保障する場だけではない役割を果たしていると考えられる。

橋爪と山地(2018)は、がんばってもできないと思う児童に注目して運動技術の確かな定着が児童の運動有能感を育み生きる力を高めるとする仮説の実証研究として、5人の児童の結果を報告している。さらに、学校体育で体力と運動有能感が持続的に低い児童の運動技術の定着はもはや学校体育では困難であるのみならず、その児童の問題は「統制感(やればできるという意欲)」や「受容感(友達や先生に認められているという意識)」が持続的に低いことであると指摘している(橋爪和夫・山地啓司,2019)。そして、体力と運動有能感が持続的に低い傾向を示す児童には、運動学習支援者が必要であること、体力の向上に関する支援は困難でも運動有能感を向上させるための支援(ほめること)の有用性を示唆している。橋爪らの報告は、学校体育での運動技術の定着が困難な児童において学校外での補完的役割の必要性を示唆している。橋爪ら

(2020)は学校体育では運動技術の習得ははずすことのできない学習課題であるが、学校外での運動遊びや運動経験を通して児童は運動への理解を深めることができるのではないかとする仮説を立てて、その実証研究の場として学童保育を提案している。

本研究の目的は、学童保育は「共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子ども」が「学校授業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する」だけでなく運動有能感を高める可能性のある教育的な価値のある場であるという仮説を検討することである。

## II 研究方法

### 1.対象者と調査時期及び対照データ

調査は富山県富山市にあるH学童保育施設を2020年12月時点で利用している児童40人と保護者40人及び指導員5人を対象者として2020年12月中に行った。調査の回答は著者の就労

ゆえに学童保育に通わせている母親に依頼した。

表1 本研究のアンケート回答者の人数と特性

学年	1		2		3		4		5
児童	性別	男	女	男	女	男	女	男	女
		7	5	8	4	9	2	1	3
母親		10	11	10	4	1			
指導員 F	指導履歴	7年		H学童保育指導歴		3年			
指導員 O	指導履歴	6年		H学童保育指導歴		3年			
指導員 K	指導履歴	3年		H学童保育指導歴		3年			
指導員 H	指導履歴	2年		H学童保育指導歴		2年			
指導員 S	指導履歴	1年		H学童保育指導歴		1年		小学校教員歴	3年

表1は、本調査に回答した対象者の人数と指導員の履歴特性を表わしたものである。保護者の回答は自宅で行い、回収は全て母親からの手渡しであった。対照データとして富山大学名誉教授橋爪和夫研究室保管の富山県内 K 小学校児童のデータを用いた。対照データは2020年6月に K 小学校に在籍した1年生から4年生までの全児童であった（1年生男子57人、女子50人、2年生男子41人、女子55人、3年生男子49人、女子44人、4年生男子45人、女子44人）。対照データは射水市教育委員会に説明し K 小学校の校長の許可を得て収集したデータの一部である。児童の運動有能感調査は岡沢ら（1996）が作成した調査用紙を用い、1・2年生児童には低学年用にひらがなにした調査用紙を作成して担任が教室で説明して収集した。

## 2. 学童保育の運動有能感調査

岡沢ら（1996）が作成した運動有能感調査は12項目で構成されており「身体的有能さの認知」（4項目）、「統制感」（4項目）、「受容感」（4項目）の3因子に分析される。調査の1項目の回答は(1)～(5)の5件法である。本研究では、12項目（各5点）と3因子（1因子は4項目で合計20点）と運動有能感合計点（12項目で60点）について児童、母親、指導員の3群について比較した。児童と母親は小学校での活動を思って回答した。児童は小学校での自分の気持ちを回答し、母親は小学校における自分の子どもの視点にたって回答し、指導員は児童の学童保育での活動実態を思い出しながら一人一人の児童の視点に立って回答した。指導員は学童保育における児童の運動有能感を評価し、児童と母親は学校における児童の運動有能感を評価するように説明した。

## 3. 研究倫理

保護者には本研究の趣旨を説明した書面により同意を得た上で調査の回答を依頼した。児童には本調査は子どもへの理解を深めて、良い学童保育の時間を過ごすためのアンケートであり、なにも不利益が生じないことを十分に説明してから同意を得て実施した。指導員には、回答内容は統計的に処理し、回答後に個々の児童との関連性は一切生じないこと、職場での不利益は生じないことを説明して同意を得た上で依頼した。

#### 4.統計処理

児童と母親の回答結果は対応のある t-検定を行った。児童と母親と指導員の 3 群の平均値の有意差検定は一元配置分散分析を用い、Scheffe の多重比較検定法を用いて有意差検定を行った。H 学童保育と対照とするための K 小学校のデータとの比較は対応のない t-検定を用いた。解析は SPSS25 を用い、すべての統計的有意水準は 5%以下とした。

### III 結 果

#### 1. H 学童保育の児童と K 小学校の児童の運動有能感の比較

H 学童保育の児童と K 小学校の児童間で運動有能感の項目で有意差が認められた項目は、1 年生では「運動の上手な見本として、よく選ばれます」(学童保育が高い, 学童 N=12, M(SD)=3.17 (1.47), K 小学校 N=89, M(SD)=2.11(1.17) ,t=2.837,p=0.006) だけであり、2 年生では「運動がすぐれていると思います」(学童保育が低い, 学童 N=12, M(SD)=3.67(0.99), K 小学校 N=80, M(SD)=4.30(0.88) ,t=2.296,p=0.024) ・「練習さえすれば、必ず技術や記録は伸びます」(学童保育が低い, 学童 N=12, M(SD)=3.67(1.16), K 小学校 N=80, M(SD)=4.43(0.910,t=2.007, p=0.011) ・「努力さえすれば、たいていの運動は上手にできると思います」(学童保育が低い, N=12, M(SD)=4.00(0.95), K 小学校 N=80, M(SD)=4.46(0.71) ,t=2.007,p=0.048) ・「統制感」(学童保育が低い, N=12, M(SD)=15.67(2.81), K 小学校 N=80, M(SD)=17.54(2.86), t=2.121 ,p=0.037) であり、3 年生では「いっしょに運動をしようとするさそってくれる友達があります」(学童保育が低い, N=11, M(SD)=3.27(1.62), K 小学校 N=80, M(SD)=4.19(1.12) ,t=2.406,p=0.018) であり、4 年生では有意差のある項目はなかった。

#### 2.H 学童保育の児童と母親の運動有能感の比較

H 学童保育の児童と母親の間で運動有能感の 12 項目で有意差が認められたのは、「運動について自信をもっているほうです」(児童が高い), 「運動をしている時、先生がはげましたり応援したりしてくれます」(児童が低い) の項目のみであったが、「身体的運動の認知」は児童が有意に高かった(表 2)。

#### 3.H 学童保育の指導員と児童、母親との運動有能感の比較

表 3 は学童保育の指導員と児童、母親との運動有能感の一元配置分散分析の解析で有意差が認められた項目の要約である(表 3)。

H 学童保育の指導員は児童に比べて運動有能感の 12 項目の内 6 項目で有意に高い項目があった。また、指導員が児童や母親よりも低い項目はなかった。指導員と児童・母親との間に有意差が認められた 6 項目は、「練習さえすれば、必ず技術や記録は伸びます」(児童より高い) ・「努力さえすれば、たいていの運動は上手にできると思います」(児童と母親より高い) ・「運動をしている時、先生がはげましたり応援したりしてくれます」(児童より高い) ・「いっしょに運動をしようとするさそってくれる友達があります」(児童より高い) ・「少しむずかしい運動で

も、努力すればできると思います」(児童と母親より高い)・「できない運動でも、あきらめな  
いで練習すればできるようになると思います」(母親より高い)であった。この結果、「身体的  
有能さ」は母親よりも有意に高く、「統制感」も児童と母親より有意に高く、「受容感」は母親  
よりも有意に高く、最終的に12項目をまとめた「運動有能感合計」は児童と有意差はなかつた  
が、母親より有意に高かった。

表2 児童と母親における運動感に関する差異(35組)

運動有能感	児童	母親	相関係数
	平均値(SD)	平均値(SD)	r
身体的運動の認知(1~4の合計点)	14.94(3.16)	13.63(3.52)*	0.492*
1.運動能力がすぐれていると思う	3.97(0.92)	3.66(0.91)	0.410*
2.たいていの運動は上手にできる	3.91(0.82)	3.51(1.01)	0.162
3.運動の上手な見本としてよく選ばれる	2.89(1.35)	2.89(1.21)	0.281
4.運動について自信をもっている	4.17(0.95)	3.57(1.01)*	0.415*
統制感(5~8の合計点)	16.80(2.56)	16.54(2.87)	-0.156
5.練習さえすれば必ず技術や記録は伸びる	4.11(1.02)	4.26(0.89)	-0.261
6.できない運動でもあきらめな いで練習すればできる	4.43(0.78)	4.26(0.78)	-0.042
7.努力さえすればたいていの運動は上手にできる	4.11(0.76)	4.00(0.84)	0.046
8.少しむずかしい運動でも努力すればできる	4.14(0.77)	4.03(0.86)	-0.140
受容感(9~12の合計点)	16.06(2.74)	16.43(2.42)	0.160
9.一緒に運動する友達がる	4.31(1.02)	4.09(0.95)	0.183
10.一緒に運動をしようとさそってくれる友達がいる	3.74(1.42)	3.91(0.89)	0.099
11.運動をしている時先生が励ましたり応援したりしてくれる	3.66(1.16)	4.20(0.68)*	0.090
12.運動をしている時友達が励ましたり応援したりしてくれる	4.34(0.73)	4.23(0.65)	0.183
運動有能感合計点	47.8(6.14)	46.6(6.93)	0.269

\*P≤0.05

表3 指導員と母親と児童間の運動有能感の平均値の比較で有意差のあった項目

運動有能感	対象者 A	対象者 B	平均値の差(A-B)
身体的運動の認知	指導員	母親	2.545**
	母親	児童	-2.524*
統制感(5~8の合計点)	指導員	児童	1.523*
	指導員	母親	3.445***
	母親	児童	-1.922*
5.練習さえすれば必ず技術や 記録は伸びる	指導員	児童	0.482**
6.できない運動でもあきらめ ないで練習すればできる	指導員	母親	0.332*
7.努力さえすればたいていの 運動は上手にできる	指導員	児童	0.452**
	指導員	母親	0.552***
8.少しむずかしい運動でも 努力すればできる	指導員	児童	0.441**
	指導員	母親	0.564***
受容感(9~12の合計点)	指導員	母親	2.135***
10.一緒に運動をしようと誘って くれる友達がいる	指導員	児童	0.551**
11.運動をしている時先生が励ま したり応援したりしてくれる	指導員	児童	0.869***
	母親	児童	0.581**
運動有能感合計点	指導員	母親	8.125***
	母親	児童	-5.238*

\*P≤0.05, \*\*P≤0.01, \*\*\*P≤0.001

母親が児童や指導員よりも運動有能感の項目で有意に高く回答した項目はなかった。母親は運動有能感の12項目中、「努力さえすれば、たいていの運動は上手にできると思います」・「少しむずかしい運動でも、努力すればできると思います」・「できない運動でも、あきらめないで練習すればできるようになると思います」の3項目で指導員よりも有意に低く、「身体的有能さ」と「統制感」,「受容感」の3因子全てにおいて指導員より有意に低く、結果として「運動有能感合計」が指導員よりも有意に低かった

#### IV. 考 察

学校生活で楽しい時間として小学校4年生の男子は1番目に休み時間、2番目に体育の時間、3番目にクラブ活動や部活動の時間をあげ、女子は1番目に音楽・図工などの授業時間、2番目に休み時間、3番目にクラブ活動や部活動の時間、4番目に体育の時間をあげている。学校生活で嫌なこととして小学校4年生の男子は1番目に特に嫌なことはない、2番目に勉強がよくわからない、3番目に運動が苦手をあげ、女子は1番目に特に嫌なことはない、2番目に運動が苦手をあげている(総務庁青少年対策本部,1997,p.47-55)。児童にとって体育の時間は楽しい時間でもあるが、運動ができないために嫌な時間でもあることがうかがえる。高橋健夫・岡澤祥訓

(1998)は「体育授業では、技能下位児の学習活動が消極的で、学習成果をあげておらず、授業評価も低くなる傾向があるので、技能下位児の学習行動を単元を通じて観察し、状況関連的に分析した。その結果、技能下位児は総じて不適切な課題が与えられていて、また、単元後半になるまで教師がほとんど関与できていない事実が明らかであった。仲間との関わりは、教師の指導もあって積極的であったが、課題達成につながっておらず、次第に険悪な関係になっていくことがわかった。」と報告している。佐々木・須甲(2016)は2005年から10年間で体育授業が嫌いと回答した小学生は7.2%から15%に倍増しており、体育嫌いをなくすことは困難であると述べている。

学校教育で体育嫌いや運動嫌いが報告されているなかで児童が楽しく運動を行う場として放課後クラブが期待されている(橋爪・山地,2020)。放課後クラブである学童保育は教育の場というよりは、児童が安全に過ごす憩いの場の確保であり運動が嫌いな人は運動を強制されることはないと考えられる。したがって学童保育の場で児童は不得意な運動でも嫌うことなく主体的に取り組める環境にあることが考えられる。

H学童保育を利用している児童の運動有能感は小学校の児童との比較において有意差が認められる項目はそれほど多くなかった。1年生では特に高いという項目は少なかった。1年生では「運動の上手な見本としてよく選ばれます」(学童が高い)のみであった。2年生では12項目からみた3因子の内の2因子「身体的運動認知」と「統制感」において学童保育児童が有意に低かった。学童保育の2年生では、これらの項目に留意して指導することが大切であることがわかった。3年生の学童保育の児童では、「いっしょに運動しようときそってくれる友達がいます」が小学校よりも有意に低かったので活動の中で留意する必要性が示唆された。4年生では学童保育と小学校との間で有意差の認められた項目はなかったので、小学校生活と同じような気持ちで児童が利用していると考えられる。

学童保育では利用者の優先利用に関する基本的な考え方が示されている（「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（2016年9月20日付け雇児総発0920第2号）抄）<sup>註4</sup>。これによれば小学校児童と学童保育利用児童との生活環境の背景に大きな相違点があると考えられる。学童保育児童は単に安心安全の場で時間を過ごしているだけでなく、人間として豊かに成長する場としても環境整備された施設であるべきことが伺える。学童保育児童の運動有能感が小学校児童の平均値と有意差のある項目は全体的に少なかったが、2年生や3年生で示唆された「統制感（やればできる）が有意に低かった点は留意して意識的に活動のなかでの支援が必要であると考えられる。学童保育児童の「受容感（先生や友達に受け入れられている）」はK小学校の児童の平均値と有意差がなかった。学童保育児童の「受容感（先生や友達に受け入れられている）」を高めるためには、それを目的化したプログラムの必要性が示唆された。

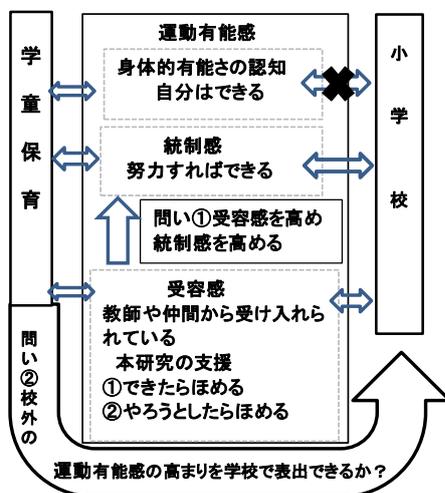
母親が自分の子どもの視点にたって回答した運動有能感は全体的に子どもよりも低い値であった。子どもの回答と母親の回答で有意な相関があったのは、12項目の中で「運動能力がすぐれていると思う」と「運動について自信をもっている」の2項目だけであった。児童が「運動について自信をもっている」という気持ちは母親よりも有意に高かった。母親は子どもが運動に自信をもっていることをもう少し理解しても良いということがわかった。また、子どもの「統制感（やればできるという気持ち）」や「受容感（先生や友達に受け入れられている）」という気持ちにおいては、母親は子どもの気持ちを推し量れていない状況が示唆された。児童と母親の運動有能感の相関はそれほど高くないことから、児童保育を利用している母親は自分の子どもの気持ちをもっと理解するように努める必要性が示唆された。まずは、自分の子どもができることを子どもの気持ちと同じ水準で喜びほめるようにして子どもの統制感や受容感を高めるようにしたら良いこと示唆された。総務庁青少年対策本部（2000）の親子関係の調査によれば、「親は自分のことをわかってくれている」という項目について小学生の44.7%があてはまる、34.0%がまああてはまる、10.3%があまりあてはまらない、2.0%があてはまらないと回答している。また、「親は自分のことがわかってくれている」という質問に子どもは、あてはまる42.4%、まああてはまる34.7%、あまりあてはまらない11.8%、あてはまらない2.9%と回答し、「親は自分の話をよく聞いてくれる」という質問にたいして、あてはまる50.4%、まああてはまる36.4%、あまりあてはまらない9.6%、あてはまらない2.5%と回答している。本研究において母親が子どもの運動有能感の因子である目では見えない「統制感」や「受容感」への理解を深めるためには日ごろからの親子の会話が大切であると考えられる。学童保育利用者の母親と子どもと一緒に過ごす時間は限られている。「小学生の子どもを育てている母親の運動参加の要因は、雇用形態、心理的および行動的要因と関連がある可能性があることが明らかとなった。そのため、運動への有能感を高めることや家事の負担を減らすことが母親の運動参加に有益である」という報告（田中ら2021）からみても、子どもと母親の両者の運動有能感を高めるための試みが重要な課題になっており、学童保育施設をとおしての子どもと母親の繋がりは今後の両者の運動有能感を高めるための仲介となり得るかもしれない。

本研究では、児童と母親の回答を対応のあるt検定（ペア）と一元配置分散分析（3群）で解析した。母親と児童の関係性は対応のある分析の結果によると有意差のある項目は少なかった

が、母親と児童を学童保育における3群の1群として解析した結果によると有意差のある項目が多くなった。親子としての解析と親の群と子どもの群そして指導員の群という独立した関係性から学童保育の児童の様子を解析する意味も提案することができたと考えられる。

H 学童保育の指導員が児童を思いだして回答した運動有能感の結果は児童やその母親の平均値よりも有意に高い項目が多かった。指導員は学童保育の場での児童を思いだして回答したものであり、児童が学校で過ごしている様子と学童保育で過ごしている様子では違いがあることも考えられる。指導員の分析は児童と母親との三者間の多重比較行ったものである。指導員は12項目の中で児童よりも5項目、母親よりも3項目有意に高い評価をした。指導員は「身体的運動認知」において児童と有意差がなかったことから、児童の運動技能に関する観察は適切に理解していることが示唆された。「統制感(やればできるという気持ち)」においては、児童や母親よりも高い評価をしていた。指導員は児童の動きをよく観察して、やればできる気持ちを持った子どもであるという理解に立って児童を指導していることが想定された。また、指導員は母親よりも、運動有能感の3因子である「身体的運動認知」・「統制感」・「受容感」の全てにおいて有意に高く子どもを評価しており、その結果児童の「運動有能感合計」において有意に高く評価していた。母親は児童の運動に関する気持ちについて指導員と話し合うことにより、子どもへの理解が一層高められる可能性が示唆された。児童の運動有能感は学童保育という場で、指導員の高い評価を受けながら過ごしている様子がうかがえた。これらのことから、学童保育は児童の運動有能感を高める場である可能性が示唆された。多数の児童を1人の教員で指導する小学校体育授業において、運動有能感の因子である「身体的有能さの認知」を高めることが困難な児童にきめ細やかに指導を行うことは環境的に困難であるといえる。そこで、小学校体育授業時よりも個別指導が実践しやすい学童保育の現場において、技能習得の指導や励まし、賞賛などの関わりを密にすることで、児童の受容感、統制感が高まり、身体的な有能さの認知を高めることへの一助となるという仮説を立てることができる(図1)。児童の運動有能感を高め、運動及び体育への嗜好性を高めていくためには、小学校と学童保育の現場が連携を深めていくことが重要であるといえる。

図1 小学校で身体的有能さの認知を高めることが困難な児童が学童保育で受容感を高め、統制感を高めて、運動有能感を高めるための仮説



## 本研究の課題

運動有能感の研究において、この調査は本来、児童生徒から大学生までの本人の調査を基本として作成されたものである。これまで他の人の立場に立って回答を試みた報告は行われていない。したがって本研究で用いた運動有能感調査は他者の立場での回答をするときの妥当性と信頼性を検討すべきである。本研究のように子どもに関わる保護者や学校の教師、学童保育の指導員などがどのように児童の運動有能感を理解しているかという研究は今後研究方法の開発も含めて重要な課題である。

## 注 釈

### 注1 (1 ページ)

全国学童保育連絡協議会、学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について、2020年12月9日「学童保育（国の施策名は放課後児童クラブ）は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。児童福祉法にはつぎのように定められています。児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

### 注2 (1 ページ)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、事務連絡令和2年3月11日、各都道府県・指定都市・中核市、放課後児童健全育成事業ご担当者様、放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる Q&A について（令和2年3月11日現在）、「平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。今般、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業が要請され、これに伴い、放課後児童健全育成事業を柔軟に運営していただいているところです。学校等の臨時休業中にかかる放課後児童健全育成事業の運営に関する取扱いについて、Q&A にとりまとめましたので、管下の放課後児童クラブに対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、その点ご留意いただくとともに、遺漏無きよう周知についてご配慮のほどお願いいたします。」

### 注3 (2 ページ)

富山市子ども家庭部子ども育成健康課長、2022年2月28日、各放課後児童健全育成事業実施法人・団体 各位、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の開設について（依頼）、新型コロナウイルス感染症防止のため、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、本市においても令和2年3月3日（火）から当面、3月13日（金）まで小学校等が休校されることとなりました。つ

きましては、放課後児童健全育成事業の開設について、下記のとおり対応を取りまとめましたので、各実施法人・団体におかれては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

【放課後児童健全育成事業の開設について】

1. 放課後児童健全育成事業については、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いいたします。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いいたします。

注4（2ページ）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長，子発 0304 第1号 令和2年3月4日，各都道府県・指定都市・中核市，放課後児童健全育成事業担当課長 殿，新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について、「放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の利用決定 は市町村又は事業者が行っており、優先利用について「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成 28 年 9 月 20 日付け雇児総発 0920 第2号）（別添）で考え方をお示してきたところである。今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられる。ついては、改めて別添について周知するとともに、下記について周知するので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び放課後児童クラブ関係者等に対して遅滞なく周知し、遺漏のないよう配意 願いたい。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。」記「今般の情勢に鑑み、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、・保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 なども考えられること。」「（別添）「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成 28 年 9 月 20 日付け雇児総発 0920 第2号）（抄）1 優先利用の基本的考え方について（3）優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項（略）①ひとり親家庭 ※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務がある。②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合⑤児童が障害を有する場合⑥低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童⑦保護者が育児休業を終了した場合（例）・育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合・育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業（児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業）を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合・育児休業を取得しており、復帰する場合⑧兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブ の利用を希望する場合⑨その他市町村が定める事由 ※ この

ほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、放課後児童支援員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。」

## 文 献

橋爪和夫・山地啓司（2018）児童の体力・生活・健康の継続的な研究からみえる問題，日本体育学会第69回大会（徳島大学）

橋爪和夫・山地啓司（2019）体力と運動有能感が持続的に低い児童の学習観察と運動支援，日本体育学会第70回大会（慶応義塾大学）

橋爪和夫（2020）体力と運動有能感が継続して低い児童の受容感を高め問題解決を図るための実証研究,文部科学省科研費 20K02788

文部科学省（1994）平成6年度我が国の文教施策，学校教育の新しい展開-生きる力をはぐくむ，p.61

岡沢祥訓・北真佐美・諏訪祐一郎（1996）運動有能感の構造とその発達及び性差に関する研究，スポーツ教育学研究，16(2),pp.145-155

佐々木万丈・須甲理生(2016) 体育授業に対する劣等コンプレックスの因子的概念と5. 児童生徒の主体的要因との関連体育学研究,61(2),p.663-680

総務庁青少年対策本部（1997）日本の青少年の生活と意識に関する基本調査，

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/seikatul/isiki.htm>(2022年12月1日情報取得)

総務庁青少年対策本部（2000）低年齢少年の価値観等に関する調査，

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/teinenrei/html/html/mokuji.html>（2022年12月1日情報取得）

高橋健夫・岡沢祥訓（1998）よい体育授業の条件に関する実証的研究-計画・過程・成果の総合的分析を通して,1998年度実績報告書,文部科学省科学研究費研究課題番号,09480009

田中千晶・澤井 和彦・間野 義之(2021) 小学生の子どもを持つ母親における運動参加の関連要因, 体力科学 第70巻 第1号 pp.117-123

全国学童保育連絡協議会（2020）学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について，<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/pressrelease20201209.R1.pdf> (2022.12.10 情報取得)

## 謝 辞

本研究にご協力頂いた学童保育の児童と保護者，指導員の皆様，そして，活用させて頂いた対照データに関わった全ての児童と教職員の皆様に心より感謝の意を表します。

本研究の一部はJSPS 科研費 15K01518「運動技術の確かな定着が児童の運動有能感を育み生きる力を高めるといふ仮説の実証研究」，20K0278「体力と運動有能感が継続して低い児童の受容感を高め問題解決を図るための実証研究」の助成を受けたものです。